

周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務委託  
プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるもの。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別添の周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務委託  
仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

金 9, 383, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」の(大分類)「調査・研究(設計関係を除く)」の(小分類)「計画策定」に登録されており、かつ、令和6・7年度「周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」の同分類について申請手続きが完了していること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年9月30日までに提出し、受付が完了していること。

#### 4 参加手続

##### (1) 実施要領・仕様書等の確認

###### ① 公告日

令和5年11月29日(水)

###### ② 公告方法

周南市公式ホームページ

###### ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、環境生活部リサイクル推進課リサイクル担当(本庁舎2階④窓口)でも配布する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

##### (2) 参加表明書の提出

###### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書(様式3)

イ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

ウ 履行実績調書(様式4)

エ 業務実施体制(様式9)

###### ② 提出期限

令和5年12月15日(金)17時必着

###### ③ 提出場所

周南市環境生活部リサイクル推進課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

###### ④ 提出方法

郵送又は持参

###### ⑤ 提出部数

提出書類各1部

###### ⑥ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定

応募者が5者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及び

ヒアリング実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、業務実績件数の多い方から4者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。応募者に業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。

⑦ 参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書

応募者に対し、令和5年12月20日（水）に電子メールにて、「参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書」により通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和5年11月29日（水）から令和5年12月6日（水）17時までとします。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

リサイクル推進課 E-mail : recycle@city.shunan.lg.jp

リサイクル推進課 電話番号：0834-22-8303（直通）

(4) 回答方法

令和5年12月12日（火）に周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

① 企画提案書 表紙1部（様式6参照）、正本1部、副本10部

様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4サイズとすること。A3の折込は可。副本には、企画提案社の企業ロゴやブランド名など、企画提案社が認識できるものを記載しないこと。

② 参考見積書 正本1部、副本10部

様式は自由とするが、正本のみに企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を押印すること。積算にあたっては仕様書「5.業務内容」の内容ごとに行い、それぞれの項目の内訳金額を記載すること。

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること

令和5年12月20日（水）から令和6年1月22日（月）12時必着とする。（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出場所

周南市環境生活部リサイクル推進課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

7 選定方法

以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

(1) 開催予定日

令和6年1月29日（月）予定

(2) 開催予定場所

周南市役所 本庁舎（山口県周南市岐山通1丁目1番地）予定

(3) 実施要領

① 事業者の出席者は3人までとする。

② プレゼンテーションの順番、時刻等については、別途通知する。

③ プレゼンテーションの時間は1社35分以内（説明20分、質疑応答15分）を予定。

(4) 機材について

プロジェクター、スクリーンは本市で用意するがパソコンその他必要な物品は参加事業者が用意する。

(5) 注意点

プレゼンテーションにおいて、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりしないようにすること。

8. 評価方法

(1) 企画提案書及びプレゼンテーションについては、本市が設置する「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務委託に係るプロポーザル評価会」の評価者が評価する。

評価方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点等の評価基準に基づいて、総合的に評価を行う。

(2) 各評価者の評価点の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(3) 評価得点の合計6割を最低基準点とし、最低基準点以上の者がいない場

合は、最優秀提案者は該当者なしとする。

(4) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

## 9. 評価基準

企画提案書・プレゼンテーションを以下にしたがって評価する。

評価項目 (配点)	評価対象	評価項目	配点
組織体制の評価 (15点)	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
	過去の業務実績	過去の同種又は類似業務の実績について。	5
	業務実施スケジュール	業務開始から業務完了までの工程について妥当であるか。	5
業務実施方針及び手法 (80点)	業務取組方針	業務の理解度が高く、簡潔に記載されているか。 国や県、周辺地域の動向を踏まえているか。	10
	現況・課題への理解度	本市の一般廃棄物（ごみ）処理業務の現況や特性を理解し、業務の重要度や難易度を考慮した提案となっているか。	20
	提案内容の的確性	目的、条件、内容の理解度は適切か。 主要検討事項の把握度及び具体性はあったか。 業務手法の妥当性はあったか。	20
	施設分類別計画の提案について	施設の適切な維持管理に向けて効果的な内容か。 施設の延命化についての提案となっているか。	15
	プレゼンテーション能力	説明は分かりやすく、説得力があったか。質疑応答に明確に回答しているか。	10
	資料調達力	資料の正確性、見やすさに配慮できているか。	5
価格 (5点)	見積価格	5点×最低提案価格／提案価格 ※小数点以下四捨五入	5

## 10. 受託候補者の決定

評価会の評価結果に基づき、本市は受託候補者を決定する。

### 1 1. 結果の通知

受託候補者に特定された者に対し「特定通知書」により通知し、特定されなかった企画提案書の提出者に対しては「非特定通知書」により通知する。また、通知後に本市ホームページで、特定された受託候補者名、評価点及び選定理由を公表する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けないものとする。

### 1 2. 非特定理由の説明請求

非特定の通知を受けた参加事業者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日（ただし、休日を除く。）以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

- (1) 様式 自由 (A4)
- (2) 提出先 周南市 環境生活部 リサイクル推進課 施設担当
- (3) 提出方法 持参または郵送（期間内必着。郵送の場合は簡易書留）

### 1 3. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年1月29日(水)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年1月29日(水)から 令和5年1月26日(水)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年1月22日(火)
④ 参加表明書の提出期限	令和5年1月15日(金)
⑤ 参加表明者の参加資格確認結果の通知	令和年1月20日(水)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年1月20日(水)から 令和6年1月22日(月)まで
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和6年1月29日(月)予定
⑧ 選定結果の通知	令和6年2月8日(木)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和6年2月13日(火)予定
⑩ 選定結果等の公表	契約締結後

### 1 4. 契約に関する事項

#### (1) 見積徴取の相手先としての特定

本市は、受託候補者を本事業に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、事業の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び契約が

締結できない場合には、2番目に評価点の高い参加事業者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。

- ① 受託候補者が、本要領「3. 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- ② 受託候補者が、特定後に本要領「15. 失格事項」の(2)又は(5)に該当して失格となった場合。
- ③ 受託候補者から見積徴取の結果、契約締結ができない場合。
- ④ 受託候補者が本事業の契約を辞退した場合。

#### (2) 事業の仕様及び実施条件

- ① 本事業の仕様については、別紙業務仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、双方協議の上、定めるものとする。
- ② 本事業の仕様決定に当たり、受託候補者に対し事業の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

#### 15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「6. 企画提案書等の作成及び提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) その他本要領の定めに反した場合

#### 16. その他

- (1) 参加に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責めを負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
- (4) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書等の追加、変更はできないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。また、公表しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれ

に係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。

- (7) 提案者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位又は本市が認めた単位に限るものとする。
- (10) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。
- (11) 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
- (12) 本市からの疑義照会及び追加資料については、提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることができる。
- (13) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）により、担当課へ届け出ること。
- (14) 契約手続等  
選定した提案者との契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第15号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (15) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないこととする。

## 17. 担当課

担当：周南市 環境生活部 リサイクル推進課 リサイクル担当

住所：〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話：0834-22-8303 FAX：0834-22-8243

E-mail: recycle@city.shunan.lg.jp